

虐待防止対応規定

株式会社 未来花

虐待防止対応規定

株式会社 未来花

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、株式会社未来花の定款第1条に基づき、法人が実施する事業（以下「法人事業」という）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、法人事業や利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図ると共に法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規定において「虐待」とは、法人の設置する事業所の従事者が支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動をおこなうこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長い時間、放置すること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他、利用者から不当に財産上の利益を得ること。
- (6) 他の利用者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (7) その他、管理者や従事者が虐待と認める行為や言動

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人の設置する事業所の従事者は利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、事業所の従事者からの通報があるときには、虐待防止対応規定に基づき、対応しなければならない。

2 法人の代表は虐待を発見したときには障害者虐待防止法に基づき、市町村の虐待所轄部署に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は法人事業責任者が担うこととする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための規程の制定及び遵守の確認
- (2) 事業所の虐待防止理念や倫理遵守の徹底
- (3) 虐待防止に係る研修会への積極的な参加
- (4) 虐待発生時には市町村の虐待防止所轄部署への連絡、虐待内容及び原因を把握し、解決策の検討
- (5) 虐待を受けた利用者及び保護者に対する虐待内容の説明と誠意ある対応
- (6) 虐待当事者や通報者、関係者との虐待防止のための話し合い
- (7) 虐待防止委員会での虐待解決策及び再発防止の協議
- (8) 虐待原因の改善状況について被虐待者（保護者も含む）、虐待通報者、市町村虐待防止の所轄部署への報告
- (9) 虐待防止対応委員や事業所の全従事者へ虐待再発防止対策の徹底や再確認の指示

(虐待防止委員会の設置)

第7条 虐待責任者は事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- (1) 虐待防止委員会は定期的に開催する。虐待発生の場合には都度、開催しなければならない。
- (2) 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする。
- (3) 虐待防止委員長や委員は日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者（虐待防止責任者が担う）の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 従事者からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 市町村虐待防止の所轄部署へ虐待内容の報告
- (5) 虐待改善状況や虐待防止対策と再発防止の確認

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止対応責任者は重要事項説明書及びホームページへの掲載により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第10条 虐待の通報は文章、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は利用者の虐待通報の受付に際して、記録を作成し、その内容を虐待通報者に確認する。

(1) 虐待の内容

(2) 虐待通報者の要望

(3) 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへ相談支援担当等の助言と立ち合いの要否

(虐待の報告・確認)

第11条 虐待受付担当者は、受け付けた虐待の内容を作成、報告する。ただし、虐待通報者が他者への報告を希望しない場合にはこの限りではない。

2 投書等、匿名による虐待通報があった場合にも同様に報告し、必要な対応を行う。

3 虐待の通報を受け付けた際には虐待内容を確認し、虐待通報者に対して報告を受けた旨を文章又は口頭で通知する。この通知は原則として虐待通報があった日から14日以内に行わなければならない。

4 虐待防止責任者は虐待の通報があった際には被虐待者の市町村の虐待管轄部署へ文章や口頭で報告を行う。その後、市町村からの指示、調査に対し、適切な対応を行う。

※市町村虐待管轄部署

川西市障がい者虐待相談窓口（川西市障がい者基幹相談センター内）TEL072-764-6116

(虐待解決に向けた協議)

第12条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを行う。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 話し合い、解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行なうこととする。

3 虐待通報者及び虐待防止責任者は必要に応じて相談支援担当者などに助言を求めることができる。

4 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を書面等に記録し、話し合いの当事者間や立ち会った者に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第13条 虐待防止責任者は虐待通報受付から解決、改善までの経緯を結果について書面により記録する。

2 虐待防止責任者は被虐待者及び保護者、虐待通報者などの関係者へ改善を約束した事項について改善結果の報告を原則として30日以内に行う。

3 虐待防止責任者は虐待通報者が満足する解決が困難な場合には市町村の苦情相談窓口や兵庫県福祉サービス運営適正化委員会を紹介するなどの必要な対応を行う。

(解決・改善結果の公表)

第14条 虐待防止責任者は定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善の状況を虐待防止委員に報告する。

2 虐待防止責任者は研修について虐待防止啓発に限らず、障害福祉を含めた人格・資質の向上を目的として研修を開催する。

(虐待防止のための従事者研修)

第15条 虐待防止責任者は事業所内の従事者に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修を行わなければならない。

2 虐待防止責任者は全人的な倫理を熟知し、従事者にも周知しなければならない。

(権利擁護のための成年後見人制度)

第16条 虐待防止責任者は障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者や保護者等に啓発する。

(守秘義務)

第17条 虐待防止責任者(虐待防止受付者含む)、及び虐待防止委員会、その他虐待解決に係る全ての者は虐待通報者の氏名、虐待通報の内容、相談等により知り得た個人情報を被虐待者、保護者、虐待通報者の許可なく他へ漏らしてはならない。

※川西市障がい者虐待相談窓口(川西市障がい者基幹相談センター内)

TEL 072-764-6116 FAX072-758-6250(月～金)午前9時～午後5時

※夜間・休日:川西市役所(警備室) TEL072-740-1111 FAX072-740-7338

附則

この規定は令和4年2月1日から施行する。